

自治紛争処理委員の審理を踏まえた審決について

1 要旨

沼津市議会（処分庁）が行った懲罰処分の取消しを求める同市議会議員（申請人）による静岡県知事に対する審決申請に対し、静岡県自治紛争処理委員による審理（自治紛争処理委員意見書）を経て、令和6年8月7日付けで当該申請を認容する（懲罰処分を取り消す）審決を行った。

2 事案の概要

沼津市議会令和5年9月定例会における申請人の「市有地のタケノコを掘って販売した」旨の発言を受けて、同市議会は陳謝懲罰の処分（一次懲罰）を行い、これに従わなかったことから出席停止1日の懲罰処分（二次懲罰）を科したが、申請人は当該処分は違法であると主張し、県知事に対して令和5年11月1日に審決の申請がなされた。

3 審決の要旨

（1）主文

本件申請に係る処分を取り消す。

（2）「申請人の主張に理由がある」とした主な判断根拠

ア 当該発言が品位違反に該当するかについて

「市有地のタケノコを掘って販売した」旨の発言は、沼津市議会令和5年9月定例会における不当利得返還等請求の提訴（申請人と同じ会派に所属する別の議員が市有地を駐車場として貸し出すことで得た不当利得の返還及び利息の支払いについて、沼津市が求めた提訴）に関する議案審議の質疑において、同様の事例全てに対して市は損害賠償請求をするのかという問題提起のために発言されたものと評価すべきであり、そうであれば、当該発言の趣旨は、多くの同様の事例の一つとして、申請人自らが管理する市有地におけるタケノコを販売して利益を得たことを述べたものと理解すべきであるが、当該発言内容が客観的に議会の品位を危うくするような事態を生じさせたとは判断することができない。

仮に、当該発言が議場の品位を危うくするものであれば、議会の議事整理権を有する議長は、申請人に対し、その場で発言の制止や取消し等を命じ、議場の秩序維持に努めるべきであったし、議場内の議員は、議長の注意を喚起することも可能であったはずである。しかしながら、当該発言に対し、議会の中で品位を保持するような何かしらの対応がとられることもなく議事が進行したことに鑑みても、当該発言が、議会の品位を欠くようなものではなかったと考えられる。

よって、当該発言が、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とする沼津市議会会議規則第 152 条に反するとは認められない。

イ 本件懲罰処分の適法性について

本件懲罰処分である出席停止の懲罰は、その前提となる一次懲罰の陳謝に従わなかったことをもって科されたものである。アのとおり、発端となった発言が品位違反に該当せず、陳謝懲罰の適法性が認められない以上、その陳謝に従わなかったことをもって科された出席停止の懲罰処分についても適法性を認めることはできない。

(3) 付言

当該発言については、その内容が客観的に議会の品位を危うくするような事態を生じさせたとまでは判断できないが、「市有地のタケノコを掘って販売した」という言葉の選択は適切性を欠くと言わざるを得ない。

申請人にとっては、今回の件の発端となった発言について反省されるとともに、今後は、発言に疑念を持たれることのないよう、一層の配慮に努められたい。